

令和5年度結城市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付要項

(趣旨)

第1条 市長は、茨城県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び結城市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、茨城県と共同して行うわくわく茨城生活実現事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から市内に移住した者がマッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合又は起業支援金の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内において令和5年度結城市わくわく茨城生活実現事業移住支援金（以下「移住支援金」という。）を交付することとし、移住支援金の交付については、わくわく茨城生活実現事業、茨城就職チャレンジナビ事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）及び結城市補助金等交付規則（平成12年結城市規則第42号）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(交付金額)

第2条 移住支援金の額は、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める額とする。

(1) 単身の場合 60万円

(2) 2人以上の世帯の場合 100万円。ただし、申請日が属する年度の4月1日時点で18歳未満の者を帯同して移住する世帯にあっては、18歳未満の者1人につき100万円を加算する。

(対象者要件)

第3条 移住支援金の対象となる者は、第1号の要件を満たす者のうち、第2号、第3号、第4号又は第5号のいずれかひとつの要件を満たすものとする。ただし、世帯の申請をする場合にあっては第6号の要件も満たさなければならない。

(1) 移住等に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間もこの事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。

（東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3箇月前までを当該1年の起算点とすることができる。）ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の

地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間もこの事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 結城市に転入したこと。

(イ) 移住支援金の申請時において、転入後3箇月以上1年以内であること。ただし、令和5年3月1日以降に転入した場合にあっては、転入前に、市に移住支援金の申請について事前相談を行っていること。

(ウ) 結城市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他茨城県又は結城市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件 次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すること。

ア 一般の場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 就業先が、移住支援事業を実施する都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

(ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3箇月以上当該法人に在職していること。

(オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ) 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材（内閣府が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者）の場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3箇月以上在職していること。

(ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- (3) テレワークに関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
- ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- イ 転入から申請までの間、勤務日の過半を所属先企業等へ行かず、移住先において業務にあたること。
- ウ 内閣府が実施するデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
- (4) この事業における関係人口に関する要件 次のア及びイの区分に応じて、それぞれ当該区分に定める要件を満たす者であること。
- ア 令和5年3月1日以降に転入した場合 市が実施する移住定住促進プログラム又は関係人口創出プログラムに参加したことがある者であって、次のいずれかに該当するもの
- (ア) 市内の事業所に就職し、又は市内で就農し、若しくは起業した者
- (イ) 市内に住宅を新築し、又は購入した者
- イ 令和5年2月28日以前に転入した場合 次に掲げる事項の全てに該当する者
- (ア) 結城市ふるさと市民制度に登録した者
- (イ) 市内の事業所に就職した者
- (ウ) 市内に住宅を新築し、又は購入した者
- (5) 起業に関する要件 申請の1年以内に茨城県が県実施要領により実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。
- (6) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ） 次に掲げる事項の全てに該当すること。
- ア 申請者を含む2人以上の世帯員が、移住元において同一世帯に属していたこと。
- イ 申請者を含む2人以上の世帯員が、申請時において同一世帯に属していること。
- ウ 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも結城市に転入したこと。
- エ 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも支給申請時において転入後3箇月以上1年以内であること。
- オ 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付申請)

第4条 移住支援金の申請者は、令和5年度結城市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付申請書（様式第1号）、移住就業先の就業証明書（様式第2号）及び本人確認書類に加え、前条に規定する対象者の要件を満たすことを証する書類を市長に提出しなければならない。

(交付決定通知)

第5条 移住支援金の交付決定の通知は、令和5年度結城市わくわく茨城生活実現事業移住支援金交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

2 審査の結果、支援金の交付を不相当と認める場合、又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合は、その旨を申請者に通知する。

(支援金の交付)

第6条 市長は、交付決定を行った申請者に対しては、申請から3箇月以内に移住支援金の交付を行う。

(報告及び立入調査)

第7条 茨城県及び結城市は、わくわく茨城生活実現事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため必要があると認めるときは、わくわく茨城生活実現事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第8条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる事項に該当する場合は、それぞれ当該各号に定める額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして茨城県及び結城市が認めた場合はこの限りではない。

(1) 虚偽の申請等をした場合 全額

(2) 移住支援金の申請日から3年未満に結城市から転出した場合 全額

(3) 第3条第2号又は第4号に規定する要件に該当し交付を受けた者であつて、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合 全額

(4) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合 全額

(5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に結城市から転出した場合 半額

(庶務)

第9条 この要項に定める手続等については、企画財務部企画政策課において処理する。

(補則)

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。